

# 八王子市社会福祉審議会代表者会設置要綱

平成27年4月6日 施行

(趣旨)

第1条 八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を円滑かつ計画的に運営し、審議会の各専門分科会の連携を図るため、八王子市社会福祉審議会条例（平成26年八王子市条例第30号。以下「条例」という。）第10条に基づき、審議会に代表者会を設置するために必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 代表者会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 各専門分科会・部会の報告
- (2) 重要事項の答申の決議
- (3) その他、審議会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 代表者会は、次の各号に掲げる者で、15名以内で組織する。

- (1) 八王子市社会福祉審議会会長及び副会長
- (2) 八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会会長及び副会長
- (3) 八王子市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会会長及び副会長
- (4) 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会会長及び副会長
- (5) 八王子市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会会長及び副会長
- (6) 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長及び副会長
- (7) 前6号のほか、審議会において新規に専門分科会が設置された場合、その会長及び副会長

(会長及び副会長)

第4条 代表者会の会長及び副会長は、審議会の会長及び副会長が兼務する。

- 2 会長は、代表者会の会務を総理し、代表者会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 代表者会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 代表者会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 代表者会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 代表者会の会議は、公開するものとする。ただし、代表者会の決定により公開しないことができる。

(庶務)

第6条 代表者会の庶務は福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、代表者会の運営に関し必要な事項は、代表者会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。